

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る
教育委員会と市長との地方自治法第180条の7の規定に基づく協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、教育委員会と市長との間の事務の補助執行のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第65号。以下「番号法」という。）に関する事務について、次のとおり協議する。

（市長への補助執行）

第1条 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を市長部局職員に補助執行させる。

（1）教育委員会の所掌に係る番号法に関する事務のうち情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供及び照会に関すること。

（委任）

第2条 この協議により定められた事項の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が協議して定める。

附 則

この協議は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、施行の前日においても、必要な準備行為をすることができる。

平成29年1月10日

香芝市長 吉田 弘 明

香芝市教育委員会